

裁 決 書

審査請求人

松山市

上記代理人

松山市

松山市

平成23年1月24日付けで提起された、平成22年11月18日付けで松山市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った審査請求人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく生活保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事 実

本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成11年4月12日、処分庁に生活保護の申請をし、処分庁は、同日付けで生活保護を開始した。
- 2 処分庁は、審査請求人が審査請求人の[]を受給していることについては把握していたが、審査請求人が、[] []までの間、審査請求人の[]（以下単に「[]」という。）[]を受給していることについては、同月まで把握していなかった。このため、処分庁は、[]までの間、審査請求人の収入について、[]の認定をしていなかった。
- 3 処分庁は、審査請求人の平成22年8月及び同年9月の収入認定の変更を行ったが、同年7月以前については収入認定の変更はできないことから、審査請求人が[]までの間に受給していた[]相当額を最低限度の生活の需要を満たすに十分な額を超え

るものであると判断し、同年11月18日付けで、審査請求人に対し、法第63条の規定に基づき、[REDACTED]円の返還を求める本件処分を行った。

- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、平成23年1月24日付けで、愛媛県知事に対し、本件審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

審査請求人は、次のとおり主張して、本件処分の取消しを求めていると認められる。

1 決定手続及び誤教示について

処分庁は、収入申告の記載方法及び法第63条の適用について、審査請求人に対して十分な説明をしておらず、本件処分に当たり、審査請求人の生活実態を十分に把握せず、自立更生に必要な控除の検討を行うための弁明の機会を設けず、法第63条に基づき全額返還決定を行ったことは適法とはいえない。

また、処分庁には、法第63条の返還の有無及びその額の決定について裁量があるにもかかわらず、返還額の減額が不可能であると事実でないことを審査請求人に伝えている。

2 返還額について

[REDACTED]に[REDACTED]の受給資格があったということは、法上、[REDACTED] [REDACTED] ([REDACTED]円) を計上しなければならないことから、処分庁が、返還額から、当該 [REDACTED] に相当する額 [REDACTED]円 ([REDACTED]円 [REDACTED]) を控除しないことは、違法である。

また、処分庁は、返還額からの自立更生のための控除を考慮しておらず、審査請求人は、自立更生のための控除として、出費予定である [REDACTED]円を返還額から控除することを求める。

3 返還の有無及び返還方法について

処分庁は、本件処分に当たり、審査請求人の返還能力も考慮すべきであるのに、返還の有無及び返還方法を審査請求人の実情に合わせて検討しておらず、違法、不当である。

また、処分庁は、返還方法について、審査請求人の返還の意思も確認しないまま、審査請求人に振り込まれる生活保護費から原則 [REDACTED]円を [REDACTED] [REDACTED] という長期間にわたり天引きすると説明しているが、行政機関が [REDACTED] の長期にわたり、生活保護受給者の最低生活を下回るのを黙認することになり、この返還方法は、裁量権を逸脱している。

4 処分庁の対応

本件処分は、そもそも処分庁の指導指示、調査不足に起因するものであり、審査請求人に責任が押し付けられているにすぎない。どのような事情であっても結果的に過払いになった場合すべてに法第63条を適用し、審査請求人に責任を転嫁していること、自立更生に必要な返還額からの控除について審査請求人への聞き取り義務を履行していないこと、並びに法及び実施要領が求める手続を行わず、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXのほぼ全額を返還請求したことは、違法である。

また、処分庁は、審査請求人に対して、当初、法第78条の適用を検討し、その後、法第63条の適用に変更しているが、その経緯が不明であり、処分庁の担当職員にも倫理的な問題がある。

裁 決 の 理 由

1 生活保護法について

(1) 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活を維持するために活用することを要件として行われるもので（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

(2) 一方、法においては、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとされており（法第4条第3項）、被保護者が、急迫の場合等に資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

これは、被保護者において、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、とりあえず保護を行い、当該資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるが（「生活保護手帳別冊問答集 2010」（以下「生活保護手帳」という。）問13-5参照）、法第63条は、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものである以

上、その限りにおいて保護の本来的な受給資格を欠いていたということが出来るから、当該差額についても同条の処理を対象にしているものと解されている（大阪地裁平成22年1月29日判決・平成18年（ワ）第9070号参照）。

- (3) また、法第63条が、資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者について、その受けた保護の金品に相当する金額全額を返還すべきものとはせず、当該金額の範囲内において、保護の実施機関の定める額を返還すべきものとしている趣旨は、資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者であっても、当該保護を受けた時点から返還までにある程度の期間が経過することが予想され、その間の生活状況等によっては受けた保護の金品に相当する金額の全額を一律に返還すべきものとする、かえって当該被保護者の自立の助長の妨げになるなど、法の趣旨目的に反することになる場合も想定されることから、被保護者が返還すべき金額を、被保護者の生活状況等に精通している保護の実施機関において、法の目的を踏まえて上記金額の範囲内でその裁量により決定することとしたものと解されている（前掲判決参照）。
- (4) さらに、その法第63条の返還額については、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとしながらも、そのように取り扱うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって地域住民との均衡を考慮し社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額や、当該収入を契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額を、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている（生活保護手帳問13-5参照）。
- (5) そして、保護の実施機関が前記(3)及び(4)の考え方に沿って行う返還額の決定については、全くの自由裁量というべきではなく、被保護者世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものかどうか、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される限度であるかどうか、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについて、保護の実施機関の判断に合理性がなく、その判断について裁量権の逸脱ないし濫用がある場合には違法であると解されている（大阪高裁平成18年12月21日判決・平成17年（行コ）第109号参照）。

2 本件処分について

- (1) これを本件についてみると、審査請求人は、
[redacted] についての収入認定がなされておらず、
[redacted] に相当する額を余分に生活保護費として処分庁から受給しており、
処分庁は、この事実のみをもって、当該余分に受給した額については審査請求人が最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものと判断し、
本件処分を行っているようである。
- (2) ところで、返還決定に当たっては、前記1(3)から(5)までのとおり、要返還額に被保護者世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた額が含まれていないかどうか、当該額が地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される限度であるかどうか、被保護者が受けた保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについて検討すべきであるにもかかわらず、処分庁は、審査請求人への詳細な事情聴取は返還額決定後に行うことが適当であると主張しているとおおり、本件処分は、これらの検討が行われないうちに、なされたものであると認められる。
- したがって、処分庁は、返還額の決定に当たり、その決定に合理性があるかどうか、裁量権の逸脱ないし濫用がないかどうかの判断の前提となる事情、すなわち、審査請求人が受けた保護金品に相当する金額の全額を返還すべきものとするとかえって審査請求人の自立の助長の妨げになるかどうかなど、法の趣旨目的に反していないかどうかについて検討していないのであるから、本件処分は、違法の評価を免れない。
- (3) なお、審査請求人は、処分庁の示した本件処分に係る返還額の返還方法や、本件処分に際し法第78条の適用を検討したことについて不服を申し立てているが、これらの不服の内容は、法第63条に基づく処分である本件処分そのものに係るものではないから、審査の限りでない。
- (4) 以上のとおり、本件処分は、返還の決定過程に瑕疵^{かし}があり、違法なものであるから、返還額など審査請求人のその余の主張について判断するまでもなく、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成23年3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広